

第27回平成21年11月臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成21年11月20日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時01分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	17番	有吉正
8番	浪江郁雄	18番	森本敏軌
9番	井田義之		

2. 欠席議員(1名)

16番 服部博和

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長補佐	山添 雅男
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定について |
| 日程第3 | 議案第145号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成21年度与謝野町一般会計補正予算(第6号))
(提案理由説明～表決) |
| 日程第4 | 議案第146号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
(提案理由説明～表決) |
| 日程第5 | 発委第4号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について
(提案理由説明～表決) |
| 日程第6 | 議案第147号 | 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について
(提案理由説明～表決) |
| 日程第7 | 議案第148号 | 平成21年度与謝野町一般会計補正予算(第7号)
(提案理由説明～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) おはようございます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより第27回平成21年11月臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

ここで会議に先立ち一言ごあいさつ申し上げます。本年も早11月も後半に差しかかってまいりました。にぎわいを見せました各地域の文化祭など、イベントも、ほとんども終わりました。秋も一段と深まり晩秋から冬の季節へ変わろうとしております。日ごとに寒さが増してきました。また、新型インフルエンザも小・中学校への感染が懸念されるなど、あわただしくなっております。本日、第27回平成21年11月臨時会が招集されご参集いただき、まことにありがとうございます。ご苦労さまでございます。

本臨時会、緊急を要する付議事件として審議いただきます。本日は議会外の日程も予定をされておまして、スムーズな議事運営にご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げご審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ここで町長から発言も申し出でありますので、受けたいと思います。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

先ほど議長からもございましたように、急に寒くなってまいりました。昨日も、この丹後管内で、残念なことに新型インフルエンザの感染によりまして女性の方が亡くなられたというふうなことで、本当に厳しい状況になってきております。若干ご報告がてらお話しさせていただきたいというふうに思いますが、小学生で97名、中学生で17名、岩滝幼稚園で3名、そして、保育所関係で11名、総計で128名の子供たちがインフルエンザに感染しております。幸い重症化には至っておりませんが、非常に全国に、そうしたことが広がっているということで、今まで以上に感染しないような、それぞれが日常のうがい、あるいは手洗いを徹底してやらなければというふうに思っているところでございます。本日も議案、お世話になります中に専決では新型インフルエンザ、また、職員の給与等に関しますこと、そして、補正では災害復旧にかかわります予算ということでお世話になりますが、時間も昼から予定がございます。それを、間を抜いた格好で、また、引き続きさせていただくことというふうなことで変則的な形になっておりますけれども、どうかひとつよろしくお願ひいたします。

議長(森本敏軌) なお、本日、服部議員から欠席の届けが出ておりますし、また、吉田水道課長から欠席の届けが出ており、代理として山添課長補佐に出席をいただいておりますので、以上、ご報告を申し上げます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように本臨時会に提出されております議案は、議案第145号 専決処分の承認を求めることについて、平成21年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)ほか4件であります。以上、5件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、3番、上山光正議員、4番、廣野安樹議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 議案第145号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度与謝野町一般会計補正予算(第6号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第145号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、11月2日付で専決処分を行い、2,670万円を追加し、総額を116億5,595万4,000円といたしたものでございます。内容は10月下旬から優先順位に従って、新型インフルエンザのワクチン接種が始まりましたが、優先接種者のうち低所得者につきましては、接種費用を全額無料することとなりましたので、その必要な予算を追加させていただいたものでございます。

それでは、まず歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第4款衛生費、第2目予防費は新型インフルエンザ予防接種事業を追加し、総額で2,685万8,000円追加いたしております。第11節需用費は接種案内のパンフレットを作成するための経費を6万8,000円追加いたしております。第12節役務費は接種案内のパンフレットの新聞折り込み手数料を5万2,000円、国保連合会への接種費用、審査支払い手数料を25万8,000円追加いたしております。第19節負補交は、今回の無料接種に伴い国保連合会によりますシステムの改修が必要となり、その負担金として4万6,000円を追加いたしております。第20節扶助費は新型インフルエンザ予防接種助成金を2,638万4,000円追加いたしております。これは低所得者の方に対する軽減措置を市町村が行うもので、町民税非課税等の世帯の方は町への申請により無料接種券が交付され、医療機関に提示することにより負担なしで接種を行うことができます。この費用の支払い事務は診療報酬と同様に国保連合会を介して行い、減免した接種費用については国が2分の1、府が4分の1、残りの4分の1を町が負担いたします。第12款予備費は10万8,000円減額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。第9款地方交付税で普通交付税を700万円追加いたしております。第14款府支出金、第3目衛生費府補助金は新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金を1,970万円追加いたしております。これは歳出でご説明しました新型インフルエンザ予防接種助成金の国及び府の負担分となる補助金でございます。

以上が、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（森本敏軌） これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第145号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第145号 専決処分の承認を求めることについて、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）は承認することに決定しました。

次に、日程第4 議案第146号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第146号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、去る8月11日に国会と内閣に対して報告された人事院勧告に基づきまして町長、副町長及び教育長に対して、ことし12月に支給する期末手当の額を暫定的に減額するため、このようにご提案を申し上げます。今回の人事院勧告は、昨年来の世界的な金融危機に端を発した景気の急速な悪化によりまして、民間ボーナスにおける、昨年8月からことし7月までの支給額が大幅に引き下げられる中で、本町の特別職等が準用します国の指定職職員について、12月の支給割合を現行の1.75カ月から1.65カ月にマイナス0.1カ月減額するものでしたので、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬に関する条例の第5条第2項で、この勧告どおりの支給割合に改めた上で、ことしの6月の期末手当と同様に、もともとの支給割合は一般職と異なるものの、少なくとも一般職と同等の割合0.15カ月分を減額すべきものとの考えから、特例的に各条例の附則において、ことし12月の支給割合を現行の1.75カ月から0.15カ月減額し、1.65カ月とするものでございます。

この減額措置により、今年度の支給割合は6月減額とあわせ、現行の支給割合から0.35カ月減の3.0カ月となります。国の指定職が3.1カ月でございますので、これと比べても0.1カ月の減額となるものでございます。

以上、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、職員等の給与に関する条例の一部改正について、若干質問をさせていただきます。と思っています。

まず、初めに、このラスパイレスですね、これについて伺いたいと思っています。

議長（森本敏軌） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第146号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第146号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例、及び与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 発委第4号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（奥野 稔） それでは、議長の命により事務局から朗読をいたします。

発委第4号 平成21年11月20日、与謝野町議会議長 森本敏軌様、提出者 与謝野町議会運営委員会委員長 井田義之。

与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項の規定により、準用する同法第109条第7項及び与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上でございます。

議長（森本敏軌） 提案議員の提案理由の説明を求めます。

井田委員長。

井田議会運営委員長（井田義之） 皆さん、おはようございます。

それでは、先ほど町長の方から提案がありました、町長部局の三役とは別に、我々議会の期末手当のカットの提案理由について、説明をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど町長からありましたとおり人事院勧告に基づきまして、我々も一定の期末手当のカットをしようということで、過日、議会運営委員会で協議をしていただきました。議会運営委員会には会派の代表の方が全員お集まりでございますので、その中で会派の意見も入れながら、いろいろ

ろと本日の提案とは別の意見もありましたけれども、一応、人事院勧告どおり0.25%カットをするということで決定をいたして、本日の提案とさせていただきます。文章的には、先ほど町長の提案にもありました、いろいろと難しい条文はありますけれども、0.25%のうち0.2%については6月にカットをしておりますので、今回につきましては0.05%のカットということで、皆さん方の賛同を得たいというふうに思います。以上で提案説明とさせていただきます。

すみません。パーセントではなしに、カ月でございますので、0.25カ月、0.05カ月ということでありますので、訂正をして賛同を得たいというふうに思います。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） ちょっと一言お尋ねしたいと思います。

議会運営委員会で、今、委員長の申されましたような形でまとめましたようなことをお聞きしたんですが、委員会では、どのようなご意見が委員の方々から出たものか、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

議長（森本敏軌） 井田委員長。

井田議会運営委員長（井田義之） 今回、職員の方々の0.35カ月というところまで、この社会情勢のカットすべきではないかなという意見もありましたが、大体最終的には多数決でもって一応、議員の意思決定ということにさせていただきました。これにつきましては、我々も、いわゆる報酬カット、5%の報酬カットをずっと続けておりますので、その上に従って人事院勧告どおりにやるのが一番妥当だろうという意見であったと。どなたから出たということは申し上げませんが、そういう意見もあったというふうに報告をさせていただきます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 私も与謝野クラブの多田議員からいろいろと、こういった一部始終を承ったことですが、いふなれば、いろいろな考え方もあろうかと思っておりますけれども、私も、例えば、こういう議会に参画させていただいて、いわゆる理事者側にも、あるいは職員の方々にも、やはり厳しいことも申し上げたりして、いわゆる町の今後の財政というんですか、そういった運営のことも申し上げておるわけですが、非常に厳しいというのは、ちょっと容易ならん環境になりつつある中にある状況でございます。これは一与謝野町だけで、どうこうできるような環境ではございません。国を挙げての世界的な、経済的な流れの中での日本の置かれている立場、政権もかわり、非常にどうなるだろうと、切った張った舞台劇場を見せてもらっておりますが、半年後には予算の決定して、やはり各自治体にも、そういう波及効果というんですか、よかれあしかれ出てくる現状の中で、非常に与謝野町の財政なんかも見ましても厳しい、借金にしても、かなりございますし、それから、町民にしても、いわゆるこれといった活況なる状況でもないですし、税も、ごらんのように滞納は年々ふえておるといような中で、本当に私たち議員に対する町民の目線も非常に厳しいものがございます。これはもう、私の耳に直接そういうことをおっしゃる方もございますし、理事者側は0.15掛けるというような形で、そういう形で可決されたわけですが、できれば、いわゆる理事者側に準ずる形が、私はベター

ではないかと思っておって、ちょっと委員会の模様をお尋ねしたいという形で、今お尋ねしたようなことをございますけれども、非常に、きのうも、・・・丹工のやる着物会、京都でやっているんですが、非常にお客さんも少のうございましたし、それから、いろいろ京都の方ともお話を聞いておりましたが、とにかく売れへんと、これは西陣の方ともお話ししたんですが、そういうような状況になっていってまして、これは着物ばかりではなしに、ほかの分野にも、ちょうどお昼で産業会館の角っこでも、もう弁当屋さんが店を持ってきておられるというような中で、380円で売っております。そのぐらいのデフレの流れは拍車がかかっておるという中で、国を挙げて、国内を挙げて、そういうような環境になっている中で、果たして議員としても、やはり町の職員、理事者側とあわせてまちづくりのために、まにあわんながらもさせてもらっておる中で、やはりいろいろな若い人の、いわゆる手を挙げる、こういうところに参画させていただくようなこともできないとかいう意見も聞きますけれども、真剣にやはり、かつてない環境にあるということは、やはり認識した上での活動が町民の方々にも訴える面もあるのではないかと思っております。ちょっと私は、そういう意見を申し上げたいと思っております。

議長（森本敏軌） 井田委員長。

井田議会運営委員長（井田義之） 議運の中で、そこまで掘り下げた意見というのは、あまり議論は戦わせておりませんが、それまでに、私は各会派の代表の方に、それぞれの会派の意見をまとめておいてくださいというお願いをしました。そこでは、いろいろな意見がかわされたのではないかなというふうに予測しております。そういう中で、先ほども言いましたように会派代表の方に集まっていたいで決定をさせていただいたと、これは私は全議員の意見だというふうに理解をいたしております。

それから、当日には、まだ、よその自治体の議員報酬のことが何もわかりませんでした。きょうわかった結果を報告させていただきますと、大山崎町、それから井手町、宇治田原町、笠置町、南山城村、そして、我が町が一緒、年間通して3.1カ月ということで決定をされておられます。そういう意味で、これ以上もありませんし、それから、今、決まっていなくても、まだ、多々ありますので、ここらがどういう動きをされるかわかりませんが、小林議員の言われる世界情勢の厳しさも十分、我々としては理解しながら、こういう数字を決定させていただいたというふうに、私は思っておりますので、その趣旨を踏まえて、できれば賛同を願いたいということでございます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

多田議員。

- 1 2 番（多田正成） それでは、委員長に質問をさせていただきます。私も議会の運営委員会に出席をさせていただいている一人ですので、委員長に大変申しわけなく思うんですけども、あの席で、先ほども言われましたけれども、会派でまとめてという意見でありましたけれども、あの場で、議運の場で私もまとまっておりませんと、それぞれの意見でありますということで会派の代表からは、お話は聞きましたということをして、私も今、小林議員が言われましたように、今の社会情勢が大変厳しい、民間の目線がそんな目線ではないということでもありますけれども、行革委員会の答申によりまして5年間で20億円の削減を求められておまして、今、理事者の方も5年間に分けて2億7,500万円、20年度については2億7,500万円、21年度につ

いては2億7,800万円という中で、ことしの行革委員会の中でも出ておりましたけれども、2億5,800万円ということで、1年間の到達をしております。そういった観点から、2億5,800万円の中の1億2,000万円ほどが人件費の削減、それが一番効果的に削減策の一部であろうというふうに、私は思っておりますけれども、そうして理事者の方も一生懸命20億円に向かってされておるときに、0.05%の人事院勧告のもとに、それに従わず、0.1%上乗せをして0.15%の削減策を打ち出されております。その中で議員が0.15%、人事院勧告のとおりというのは、いささか私も今の厳しさの中で議員がみずからが、そのことを打ち出して、そして、職員さんにも無理を言って削減策に向けていこうということでもあります。私は、そういうふうに思いまして、理事者どおりの0.15%にするべきではないかなというふうに思っております。その辺は委員長は、どういうふうにお考えでしょうか。

議長（森本敏軌） 井田委員長。

井田議会運営委員長（井田義之） 今、多田議員が言われたように、議運の中で、そういう意見は聞かせていただきました。けど多田議員ご承知のように議運の中で、議運の皆さんの意見を集約をして、本日、こういう提案をしますということで多田議員も了解をいただき、その、私が提案者になるということも、そこで理解していただいたというふうに私は思っております。だから、もし多田議員が、そういう考え方でということであれば、私は反対討論でもしていただいてもいいのかなと、ただ、議運のメンバーということでもありますので、その辺は、どのような判断されるかは別にいたしまして、私は一応、議運の結果をもって提案をさせていただいておることをご理解を願いたいというふうに思いますし、先ほども言いましたように、小林議員からの質問にも言いましたように、社会情勢の厳しさは厳しさですし、我々としては5%のカット、そして、人事院勧告どおり0.25カ月ということの決定を議運でしたということをご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） この20億円の削減策の中で非常に理事者も努力していただいております。21年度も、そして2億7,800万円、22年度からは4億何ぼという削減策の目標を立てておられます。倍以上であります、そんな中で改めていかんなん、今100億円ほどの一般会計ですけれども、行革委員会の方も、今は特例債があるから100億円ぐらいの予算になるけれども、やはり80億円から90億円ぐらいな、2万4,000人の人口では世帯になるだろうというふうに思っておられまして、やはりそういう厳しさを持って議運の運営をしていただきたいと、委員長にお願いするんですけれども、委員長は、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（森本敏軌） 井田委員長。

井田議会運営委員長（井田義之） 同じようなことになろうと思っておりますけれども、一応、先ほど言いました、今5%カットが、報酬の5%カットが年間で幾らになるかというのはちょっと今、局長とも聞いておったんですけれども、はっきりした数字は今のところ言えません。ただ、期末手当、それから6月の手当、合わせて100万円ほどのカットになろうというふうに思います、2.05カ月に、そういう意味では、私は議運で決めていただいた数字が妥当であろうということで提案をしておりますし、それで、あとどういう運営の方法をとるかということについては、当然、皆さんの意見を聞きながら、その中で最大多数の意見を持って議運の決定としていきたい

と、その方針で議会運営委員会は運営していきたいというふうに思っております。

1 2 番 (多田正成) 終わります。

議 長 (森本敏軌) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (森本敏軌) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

井田委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (森本敏軌) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより発委第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (森本敏軌) 起立多数であります。

よって、発委第4号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第147号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長 (太田貴美) 議案第147号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、去る8月11日に国会と内閣に対して報告された人事院勧告に基づきまして、本町職員の期末手当、及び勤勉手当について所要の改正をお願いするものでございます。

今回の人事院勧告は、民間事業所の個人別給与を調査した結果、官民格差が、率にして0.22%ということで、国においては、ことし4月から11月までの給料と住居手当、6月の期末勤勉手当について、ことし12月に支給する期末勤勉手当から減額調整する措置を講じることとしておりますが、本町職員については、昨年4月から一般職の給与を一律3%カットする抑制措置を実施しており、国の調整率を大幅に下回っていることから、ことしの12月の期末勤勉手当は国の勧告どおり減額して支給しますものの、住居手当のうち新築、または、購入後、5年間に限って支給する手当の廃止は、来年1月から給料表の改正と労働基本法の改正に伴う時間外勤務の支給割合の改正等は、来年4月からの実施として、このたび職員組合と合意に至りましたので、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

今回の臨時会では、以上の一部改正のうち期末勤勉手当の支給にかかる改正内容をご提案申し上げます。一般の職員についての改正概要をご説明申し上げますと、12月の期末手当については、現行の100分の160を100分の150に、また、勤勉手当につきましては、現行の100分の75を、100分の70に、それぞれ改めることで、年間の支給割合は6月の支給分

と合わせて4.15カ月となるものでございます。以上、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、質問をさせていただきたいと思っています。

今回の具体的な改正項目について、どうこうというのは直接的にはございませんが、これにかかわって、この経過にかかわって、認識を確認しておきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っています。

まず、初めにラスパイレスの指数について、伺っておきたいと思っております。私は、このラスパイレスというのは、国家公務員に対する地方公務員の比較というか、そういう・・・一般的には言われておりますが、私としては必ずしも、それを正確な反映した数字を出すものだというふうに思っておりませんで、そういうこともあって、まず、第1点目の質問は本町のラスパイレス指数はどうなっているかという点目お伺いしておきたいと思っております。府下の位置もわかったら、京都府下の順位ですね。わかったら教えていただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 伊藤議員、お尋ねのラスパイレス指数でございますが、現在、公表されておりますのは20年4月1日現在の指数でございますが、21年4月1日につきましては、昨年まででしたら12月の後半に発表される予定となっております。

それで20年4月1日の与謝野町のラスパイレス指数は91.2でございます。ちなみに京都府内の市町村の平均は94.9でございますが、府内の町村の平均は92.8でございます。以上でございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、お話にあったように決して全体の京都府下の中でも高い水準でなくて、低い方から数えた方がいいということで、私が調べたところ、下から6番目、順位からすれば21番ないし22番クラスということで、非常に低い位置にしています。そのことは、まず置いておいて、その次に今、国も府も、もちろんことしの、本年度の4月の、課長が答弁されたように公表はしてありませんですね。独自に私どもも調べさせていただきました。それによると、こういう、これは試算値ですから、若干ずれがあるかと思いますが、財政が厳しい宮津市では91.2、伊根町が90.7、与謝野町が89.7になると思います。京丹波町が88.9、笠置町が83.6、このようになるのではないかというふうに私どもは考えておまして、これでいくと、下から3番目ぐらいになりますか、3、4番目だろうと思うんです。24位か25位というような状況になるのではないかと考えています。これはちょっと今、申し上げた試算値ですから、このことを踏まえて、次の質問に移りたいと思っております。

職員というのは、まちづくりの上で極めて重要な役割を果たすというふうに、私は考えておまして、この点で、合併してから、この間の議会の議論の中で町長も基本的にご理解をいただいて、その認識を共有できたというふうに、私は考えています。まさに職員集団というのは、まちづくりの中核的な推進力だというふうに思っておりまして、この点で町長の、まず認識を、再度、

確認をしておきたいと思っています。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりだというふうに思っておりますし、職員の働きがなければ町のいろいろな施策というものは、進めていくことはできないということで、おっしゃるとおりだというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の質問に移りたいと思っています。先ほどから質疑がありましたように、100年に一度と言われている世界的な経済金融不況というもとの、日本経済も大変になって、全国の地方経済も本当に厳しい事態になっています。とりわけ本町の場合は、町民所得も非常に低いということから加速度的に、その効果といいますか、悪影響が響いているのではないかと、私自身もとらえております。ご存じのように旧政権のもとで不況対策が行われていたのですが、どうも効果がいまいちの状況のようでして、非常に、その厳しさがあらわれているというふうに思っています。そこで非常に、かつてない地域経済の厳しいもとの地域雇用をつくり出す、雇用の促進という課題といいますか、問題が非常に行政的な大変重要な課題になってきているというふうに、この間の、いろいろな施策を見ても、国民的な世論を見ても感じています。このことは住民が、その住民が暮らしていけるような収入が保障されるということだけでなく、地域内で、そうした住民の消費拡大が強く求められているということが大事だと思っっているんです。ここが非常に大事な点だと思っっているんですね。

以前に町長に、これも伺ったんですが、職員に、町内でものを買う、町内業者からものを買うように、こういう点の職員に対する要請といいますか、協力要請なんかもすべきではないかという趣旨の質問をさせていただいたことがあります。この点で、現時点で町長の思いを再度、確認をしておきたいと思っています。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした考え方について、職員等も把握をした中で、いろいろな物品の購入につきましても、また、入札の方法につきましても、できるだけ町内の事業所、業者を使うような方向になっているというふうに思っております。ただ、特殊なものだとか、そうしたものについては、なかなかそうした形にはなっておりませんが、できるだけ消費については町内だと、今回の住宅の改修等の、そういう施策につきましても、町内の業者を使ってやった場合というふうなことで、それは十分、職員等も把握し、そうした方向で進めているところでございます。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の質問に移りたいと思っています。これは行革と職員待遇の問題との関係もあって、その点をちょっと、私の感じるところを述べておきたいと思っっているんですが、この間、先ほども質疑にあったように行革目標ということ達成することに、非常に頑張っ取り組んでおられるわけですが、そのために、いわゆる人件費、職員給与の削減を、なかば最優先にしているような部分、現象が見当たるように、私は感じております。この点は最も容易なやり方として、この間、日本の大手企業、大企業なんか非常に、すぐに不況対策、リストラという、すぐに人件費に手をつけるという風習になって、利益のためには何でもするということが世論から大きな批判を浴びているというふうに思っっています。こういう点で非常に類似した点があるというの

が、私の実感です。この点での認識を、これは町長になりますか、担当課長になりますか、お伺いしたいと思っています。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに、そういうとらえ方で映るかというふうに思いますけれども、私としては、やはりこれだけ財政の厳しい中でお金の使い方をどうしていくかということだろうというふうに思っております。そうした中で、職員の給与をカットする、これは非常に簡単なことだとおっしゃいますけれども、決して簡単なことではなくて、やはり職員の、そうした理解等がなければ、これとでもできないことですし、今後、行革を進めていく中で、町民の皆さんにも、それぞれ痛みを分かち合っていたりかなければならない。そういう厳しい状況の中で、やはりまずは、我々からという、そういう思いで、この職員の理解を得る中で、こういう方向をとらせていただいてまいりました。これもいつまでも、そうした形には、なかなかできない、やはりある意味、きちんとした整理が必要だというふうに思っておりますけれども、まずは我々から傷みをという、そうした思いで職員の給与についても、また、人数の削減についても、町民の皆さんに先駆けて、まず、みずからという、そうした思いでさせていただいているというところでございます。

確かに、潤沢にある程度のことが進んでいけばですけども、なかなか収入を生む手だてというものが、即、生まれてまいりませんので、そうした中で非常な手段だというふうに私自身は考えております。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の、最後になるんですが、時間もありませんので、ちょっと雑な言い方になるかと思いますが、いわゆる職員集団との関係で、非常に大事、特に今、置かれている、与謝野町が合併をしてから3年を過ぎて、3年半、4年になろうというところに進んできているわけで、新しい一からの出発の町なんですね。こういう中で、とりわけ職員集団との関係というのが理事者にとっても町政推進、まちづくりを推進する上でも非常に重要だというのが、私の認識です。むしろ、そのことが最もまちづくりの上で重要な課題だというふうに私は思っています。何よりも大事なことで、それは全職員が、いわゆる信頼関係を理事者ととも構築するということが最大の、私はテーマだと思っております。そういう意味では非常に重要なきずなづくりを、ぜひ心がけていただきたいというふうに思っています。これは昔から、人は宝、こういうことも言われたわけで、それは、そういう意味を結局、昔から言ってきたんだろうなということを感じているわけです。逆に言えば、ちょっとひどい言い方になりますけれども、幾らよく働くロボットのような職員では、いい町はできんというふうに私は思っています。ひどい言い方で申しわけないですが、やはりそういうことでは、幾ら仕事ができるといっても、本当にこれからの時代、適用しないのではないかというように思っているんですね。ですから、職員自身が、職員集団が知恵を集めて、みずからまちづくりの役割を存分に発揮すると、こういう職員が求められているというふうに思っています。住民のために働くと、そういう環境を整える、これが大変重要だと思いますので、この点を十分検討をいただいて、より一層信頼のある職員集団といえますか、いわゆる庁内の認識を高めていただきたいと思っています。終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃることは十分よくわかるわけですけども、まちづくりの最大のパート

ナーという意味では、そういう位置づけになろうかと思えますけれども、職員とのきずな、職員とて住民でございます。そうした意味で住民の方から浮いてしまったんでは、これまた別の問題が出てくるわけですので、やはり与謝野町の住民の一人として、やはりこの町をよくするために率先して働いてくれている、そうした原動力になってくれているという、パートナーとしての、そうした位置づけで考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは伊藤議員の方から大半の質問がされましたが、若干お聞きをしておきたいと思っています。一つは今年の人勧では、いわゆるここ4、5年やってきました給与の構造改革、これが来年に終わるということで、今年、かなり大幅な引き下げになったと、こういう分もあろうかと思うんですが、本町の場合、この給与の構造改革について人勧で、これで4年目だと思えるんですけども、どういうふうな、ことし、あるいは来年、大体こういう格好で、本町の場合は改革ができると、このように思っていらっしゃいますか、そここのところをお願いします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 給与構造の改革につきましては、昨年の6月の議会でご提案申し上げまして、20年7月から実施をしております。それで、国の方は17年の人勧で出まして、まだ、その先、不確定なところがございまして、5年後をめどに見直すというふうな勧告内容だったかなというふうに思っております。それで5年後といえますと22年でございますので、来年あたり、また、国の方から、そういう勧告が出るのではないかなというふうに考えております。それで与謝野町は20年の7月から実施いたしましたので、21年度も、そのままの状況といえますか、国と同じ状況でございます。それで22年度も、今考えておりますのは同じように現給保障をしてということに考えておりますけれども、ことしの人事院勧告で、その現給保障額も2%引き下げるといふような人勧が出ましたので、その分につきましては22年の4月から実施すべく今後、条例改正の提案をお世話になりたいというふうに提案して、ご審議いただきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） もう1点、今年の人勧の中で、いわゆる65歳定年制の問題が出てきております。これは全体の流れとしては、私はそういうことに行くと思うんですが、今、本町の場合を見ても、やはり早期退職がかなりふえていると、こういう実態との乖離があるのではないかなと思うんですが、今後、この辺のことについては、まだ、先になるんですけども、今年の人勧に、その片りんが出ているということで、そここのところは、課長、どのようにお考えですか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 勢旗議員がおっしゃるとおりだと思っておりますが、まず、与謝野町として、その辺の検討を始めたという段階ではございませんでして、今後の課題であろうというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは、今年の中で、いわゆる超勤手当の支給割合の関係が若干変わるといいますか、かなり大きく変わる、こういうふうに思うんですが、私のところの職員の場合、いわゆ

るこれに該当するほどの超勤をされている職員があるのかどうか、この辺のことはどうでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 該当者があるとすれば、ごく少ないというふうに思っておりますし、20年度の実績を見ますと、該当する職員はいないんじゃないかなと思いますけれども、その年に災害が、その月にあったりして、緊急にといえますか、出なければならぬというふうなことがあれば、60時間ですから、該当する方もあるかもわかりませんが、通常の業務でということには、あまりないのではないかなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それともう1点だけお尋ねしておきたいと思っておりますのは、今年度の勧告の中でも臨時職員への処遇の改善といえますか、非正規職員といえますか、こういった分も見られるわけですが、実際、賃金面では、この改定によって臨時職員の方には、どういうふうに反映されると、あるいは引き下げになるのかどうかわかりませんが、そのところはどうでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） この人勧の改定によって、臨時職員さんへの時間単価を変更する予定はございません。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） そうしますと、例えば忌引きでありますとか、人勧でうたわれている、そういうことの改善はされると、こういうことでよろしいでしょうか。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 具体的な事例が、ご質問になかって、私ちょっとしっかり承知していないんですけども、それは手当の、給与の方については給料表が下がったり、期末勤勉、いわゆるボーナス給下がりますけれども、それに見合う臨時さんへの、今、支給している分については引き下げは行わないということでございまして、その他のことについては、まだちょっと検討はしておりません。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） これはまた、別のところで聞かないかと思っておりますが、いわゆる今、臨時職員さんが置かれている立場というのは非常に、私は厳しいと、こういうふうに思っておりますし、国がおっしゃっておるワーキングプアの、その半分に満たないと、こういう状況をぜひ、お考えをいただきまして、昨年ですか、お尋ねをしたときには、21年度でも若干の手直しをすると、こういうふうに聞いておったわけですが、ひとつこの部分については下がることがないようにということを今の段階ではお願いしておきたいと思っておりますし、それから、忌引きとか病気休暇ですね、こういうものについても、私は十分されていると思うんですが、その40日の枠内で、その辺についても引き続き拡大に努めていただきたいと、これをお願いして終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） 町長に質問します。先ほど保障分の10%について削減を、来年の1月からという総務課長の答弁がありましたので、違いましたか。もう一度そしたら、そこを、先ほどの答弁、

もう一度ちょっと詳しくお聞きしたいのですが。勢旗議員へ答弁された内容。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ご質問の、ちょっとよくわからないのですけれども。

1 番（野村生八） 22年の1月から言われた分。

総務課長（大下 修） 今回の人勧に関して。

1 番（野村生八） いやいや、前にやったやつ、どういう名前だっけ。

総務課長（大下 修） 現給保障ですか。

1 番（野村生八） 保障分の。

総務課長（大下 修） 現給保障は、今まで20年7月から引き続きしておりますので、今後も実施すると、今回の人勧で現給保障額を2%減額するということが出ておりますので、それは22年4月からの実施で今、考えておまして、また、後ほど提案をさせていただきたいということでございます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の答弁は、私は初めて聞いたので、予定はなかったのですが、質問を町長にさせていただきます。そういう形で引き続きいろんな形で職員の給与の削減ということが押し寄せてくるという状況にあるだろうと思っています。決算の中で指摘しましたように、現状は与謝野町の予算に対して、ほぼ20%ぐらいに、人件費がなっているわけですね。私は、この率というのは、妥当な率になってきているというふうなことを指摘をしまして、これ以上、むやみに職員の給与の削減ありきということにはふさわしくないという考えを申しまして、町長も一定、そういう数字について配慮する必要があるという答弁をいただいたと思っています。そこで、今回の人勧に基づく引き下げも含めて、今は3%カットがされているわけですが、これについて、引き続き3%カットありきということは、これはもうふさわしくないのではないかと思っています。京都市も今回の引き下げがあるということで、今までしていたカットの率を下げるということを表明されています。やはりそういう形で全体の職員の給与実態を大切にしながら、今後はしていく必要があるのではないかと考えているのですが、これについては町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 3%カットのお話が出ました。ことしの人事院勧告に基づく本町の取り組み、対応につきまして、実は10月15日に第1回目、組合の執行部と交渉をいたしております。その中で執行部の方から、ただいまご質問のございました3%カットの話が出ております。そのときに、私の方からお答えをいたしましたのは、今回の、昨年度と今年度実施をいたしております3%カットにつきましては、従来から町長の、太田町長の在任中のことは自分の責任でお願いできるが、それ以降のことについては、その立場にないということでもありますので、理屈から言えば来年、22年度分につきましては、今の段階では、理屈の上では3%カットはないということになるかと思っておりますという答弁はさせてもらっております。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、副町長の方から申しましたけれども、組合との今までのやりとりの中でも1年ごとの組合との話し合いの中で決めてきたこととございます。ですから、これから先のこと

については、どういったことになるのか。また、それは改めて一定の見直しが必要だろうというふうに思っておりますけれども、今後については、今のところどうというふうに、私の口からは申し上げられませんが、先ほども申し上げましたように、非常に緊急的な町の財政の悪化の中での対応を協力してもらったというふうに考えておりますので、今後につきましては、どうするかということについては、何回も申し上げますように、今の段階では申し上げることはできないというふうに思いますが、見直しが必要だということは確かだというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第147号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第147号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩します。50分再開します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第7 議案第148号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第148号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は2億3,012万円を追加し、総額を118億8,607万4,000円といたすものでございます。内容は主に8月10日未明から明け方にかけての集中豪雨により発生しました災害復旧に必要な予算を追加させていただいたものでございます。

それでは、まずは歳出について、ご説明申し上げます。13ページ、14ページをお開き願います。第9款消防費、第1項消防費、第5目災害対策費では、豪雨災害対策事業で第11節需用費で修繕料を110万円追加いたしております。これは集中豪雨による災害の応急修繕箇所数が見込みを上回ったことに伴う追加でございます。第11款災害復旧費、第1目農業用施設災害復旧費は総額で2,207万5,000円追加いたしております。農業用施設におきましては、国

からの補助金を受け復旧する本災害箇所が2カ所、小災害箇所が39カ所あり、この災害復旧を実施するため主なものとしては、第15節工事請負費を1,662万6,000円追加いたしております。さらに町単、単独災害箇所が34カ所あり、これらにつきましては農林業振興事業補助金の対象として費用の一部に補助金を交付し、支援を行うため第19節負補交を322万9,000円追加いたしたものでございます。第2目農地災害復旧費は、総額で1,962万1,000円追加いたしております。農地につきましては、本災害箇所が7カ所、小災害箇所が23カ所あり、主なものとしては第15節工事請負費を1,311万4,000円追加いたしております。町単独災害箇所は61カ所あり、第19節負補交で農林業振興事業補助金を548万8,000円追加いたしております。第3目林業用施設災害復旧費は、総額で1,618万8,000円追加いたしております。

15、16ページの林道災害は本災害箇所が2路線、その他12路線において小災害箇所があり、第15節工事請負費を810万円追加いたしております。第16節原材料費では414万円追加いたしております。これは林業の災害については、未舗装箇所の林道において被害が拡大していることから、災害未然防止のため地元材料支給を行い、支援するものでございます。そのほか町単独災害箇所につきましても、農林業振興事業補助金を交付し、復旧支援をするために第19節負補交を345万円追加いたしております。被災施設等につきましては、補正予算資料の7から8ページに掲載しておりますので、参考にしてください。

第3項公共土木施設災害復旧費第1目道路橋梁災害復旧費は総額で2,408万6,000円、17ページ、18ページの第2目河川災害復旧費は総額で1億4,729万1,000円を追加いたしております。道路橋梁及び河川災害につきましては、道路橋梁で24カ所、河川で91カ所と、大変多くの箇所被災しており、国の災害認定を受けておりますが、すべてを今年度中に実施することが困難な状況でございます。そのため生活に密着した道路及び、被害が著しい河川を最優先とし、今年度、道路で13カ所、河川で47カ所を先行して工事を実施するための予算を今回の補正予算に計上させていただいております。残りの55カ所につきましても、早期に災害復旧を実施すべく、来年度当初予算に計上させていただきたいというふうに考えております。

被災施設等につきましては、補正予算資料の9、10ページに掲載いたしておりますので、参考にしてください。

次に、歳入についてご説明申し上げます。11、12ページをお開き願います。第9款地方交付税で普通交付税を3,700万円追加いたしております。第11款分担金及び負担金、第3目災害復旧費分担金を413万4,000円追加いたしております。これは農業用施設と農地の災害復旧に係る地元負担分となり、災害規模等に応じて5%から25%の負担をお願いするものでございます。第13款国庫支出金、第10目災害復旧費国庫補助金を1億1,178万6,000円追加いたしております。内訳は道路橋梁災害復旧事業に1,539万8,000円、河川災害復旧事業に9,638万8,000円となっております。第14款府支出金、第10目災害復旧費府補助金を990万円追加いたしております。農林水産施設災害復旧事業については、国の補助事業でございますが、間接補助として府補助金とし交付されることとなっており、内訳は農業用施設災害復旧事業に307万8,000円、農地災害復旧事業に579万2,000円、林業用施設災害復旧事業に103万円となっております。第20款町債、第9目災害復旧債は農

林水産施設災害復旧債に1, 160万円、公共土木施設災害復旧債に5, 570万円追加いたしております。

なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。以上が、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第148号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第148号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本臨時会の日程はすべて終了しました。

これで第27回平成21年11月臨時会を閉会します。

ご苦労さんでした。

（閉会 午前11時 1分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員